

UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款

現行		改正	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
(略)	(略)	(略)	(略)
特定事業者	<u>沖縄セルラー電話株式会社</u>	特定事業者	<u>KDDI 株式会社</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>p o v o 約款</u>	当社又は特定事業者の <u>a u (p o v o) 通信サービス契約約款</u>	<u>p o v o 1.0 約款</u>	当社又は特定事業者の <u>p o v o 1.0 通信サービス契約約款</u>
		<u>p o v o 2.0 約款</u>	当社又は特定事業者の <u>p o v o 2.0 通信サービス契約約款</u>
		<u>p o v o 約款</u>	<u>p o v o 1.0 約款及び p o v o 2.0 約款</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
他網契約者回線	UQmobile 通信サービスⅡに係る契約者回線(当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。)であって、当社のUQmⅠ約款、au約款又はp o v o 約款に定める契約者回線以外のもの	他網契約者回線	UQmobile 通信サービスⅡに係る契約者回線(当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。)であって、当社のUQmⅠ約款、au約款又はp o v o 約款に定める契約者回線以外のもの
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>p o v o 契約</u>	当社の <u>p o v o 約款</u> に定める <u>a u (p o v o) 契約</u>	<u>p o v o 1.0 契約</u>	当社の <u>p o v o 1.0 約款</u> に定める <u>p o v o 1.0 契約</u>
		<u>p o v o 2.0 契約</u>	当社の <u>p o v o 2.0 約款</u> に定める <u>p o v o 2.0 契約</u>
		<u>p o v o 契約</u>	<u>p o v o 1.0 契約及び p o v o 2.0 契約</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
番号移行	当社が別に定める態様により、電話番号を変更することなく、au契約、当社のWIN約款に定めるプリペイド電話契約その他当社所定のau(WIN)通信サービスに係る契約若しくはp o v o 契約を解除すると同時に新たにUQmobileⅡ契約を締結すること又はUQmobileⅡ契約を解除すると同時に新たにau契約若しくはp o v o 契約を締結すること	番号移行	当社が別に定める態様により、電話番号を変更することなく、au契約、当社のWIN約款に定めるプリペイド電話契約その他当社所定のau(WIN)通信サービスに係る契約若しくはp o v o 契約を解除すると同時に新たにUQmobileⅡ契約を締結すること又はUQmobileⅡ契約を解除すると同時に新たにau契約若しくはp o v o 契約を締結すること
(略)	(略)	(略)	(略)

(預託金) 第 52 条 (略) 2～5 (略) 6 当社は、UQmobile II 契約の解除が au 契約又は <u>povo 契約</u> への番号移行に係るものである場合、その UQmobile II 契約に係る預託金について、前 2 項の規定に基づく返還に代え、新たに締結した au 契約又は <u>povo 契約</u> に係る預託金として、当社の au 約款又は <u>povo 約款</u> に基づき預け入れていただいたものとして取り扱います。 (利用者登録) 第 69 条 (略) 2～3 (略) 5 当社は、その UQmobile II 契約が、契約移行又は au 契約若しくは <u>povo 契約</u> からの番号移行 (番号移行前と番号移行後の契約に係る au ID (当社の ID 利用規約に定める au ID をいいます。以下同じとします。) が同一となるものに限り、) により締結されたものである場合であって、契約移行又は番号移行を行う前の電気通信回線について、それぞれの契約約款に定める利用者登録が行われているときは、契約者から別段の申出がない限り、その登録利用者について UQmobile II 契約の契約者回線に係る利用者登録があったものとして取り扱います。	(預託金) 第 52 条 (略) 2～5 (略) 6 当社は、UQmobile II 契約の解除が au 契約又は <u>povo1.0 契約</u> への番号移行に係るものである場合、その UQmobile II 契約に係る預託金について、前 2 項の規定に基づく返還に代え、新たに締結した au 契約又は <u>povo1.0 契約</u> に係る預託金として、当社の au 約款又は <u>povo1.0 約款</u> に基づき預け入れていただいたものとして取り扱います。 (利用者登録) 第 69 条 (略) 2～3 (略) 5 当社は、その UQmobile II 契約が、契約移行又は au 契約若しくは <u>povo1.0 契約</u> からの番号移行 (番号移行前と番号移行後の契約に係る au ID (当社の ID 利用規約に定める au ID をいいます。以下同じとします。) が同一となるものに限り、) により締結されたものである場合であって、契約移行又は番号移行を行う前の電気通信回線について、それぞれの契約約款に定める利用者登録が行われているときは、契約者から別段の申出がない限り、その登録利用者について UQmobile II 契約の契約者回線に係る利用者登録があったものとして取り扱います。
---	---

料金表
通則

(KDD I 一括請求の取扱い)
12～18 (略)

料金表
通則

12～18 —

第3表 付随サービスに関する料金等

第1 通信明細書の発行手数料

1 適用

通信明細書発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

通信明細書発行手数料の適用			
(略)	(略)		
(2) a u 一括請求グループに係る通信明細書発行手数料の取扱い	ア 当社は、a u 一括請求グループを構成する電気通信回線（この約款、U Q II 約款又は a u 約款に定める通信明細書の発行の取扱いを受けているものに限ります。）の数が 50 以上であるものについて、U Q m o b i l e II 契約者から請求があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 1 a u 一括請求グループについて発行 1 回ごとに <table><tr><th>料金額</th></tr><tr><td>税抜額 5,000 円 (税込額 5,500 円)</td></tr></table> イ～オ (略)	料金額	税抜額 5,000 円 (税込額 5,500 円)
料金額			
税抜額 5,000 円 (税込額 5,500 円)			

第3表 付随サービスに関する料金等

第1 通信明細書の発行手数料

1 適用

通信明細書発行手数料の適用については、別記2(1)の規定によるほか、次のとおりとします。

通信明細書発行手数料の適用			
(略)	(略)		
(2) a u 一括請求グループに係る通信明細書発行手数料の取扱い	ア 当社は、a u 一括請求グループ（<u>料金その他の債務が一括して請求される当社又は特定事業者が提供する携帯電話サービス（p o v o 1.0 約款に定めるp o v o 1.0 通信サービス、p o v o 2.0 約款に定めるp o v o 2.0 通信サービス及びU Q m I 約款に定めるU Q m o b i l e 通信サービスを除きます。）に係る電気通信回線からなるグループであって、当社が別に定めるところによりU Q m o b i l e II 契約者が指定したものをいいます。以下同じとします。）を構成する電気通信回線（この約款、U Q II 約款又はa u 約款に定める通信明細書の発行の取扱いを受けているものに限ります。）の数が 50 以上であるものについて、U Q m o b i l e II 契約者から請求があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。</u> 1 a u 一括請求グループについて発行 1 回ごとに <table border="1"> <tr> <th>料金額</th> </tr> <tr> <td>税抜額 5,000 円(税込額 5,500 円)</td> </tr> </table> イ～オ（略）（略）	料金額	税抜額 5,000 円(税込額 5,500 円)
料金額			
税抜額 5,000 円(税込額 5,500 円)			

別記 2 付随サービスの提供 (1) 通信明細書等の発行 ア・イ (略) <u>ウ 当社は、KDDI一括請求の取扱いを受けている契約者回線については、通信明細書の書面による発行を行いません。</u> <u>エ・オ</u> (略)	別記 2 付随サービスの提供 (1) 通信明細書等の発行 ア・イ (略) <u>ウ・エ</u> (略)
--	--

附則（21-OCT 営-005 号）

（実施時期）

1 この約款は、令和3年9月2日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 この約款実施の日から当社が別に定める日までの間、a u 契約又は p o v o 契約 への番号移行があった場合、その番号移行があった日を含む料金月の U Q m o b i l e II 契約の基本使用料については、第45条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）第1項第2号の表に定める起算終了日までの基本使用料を請求し、その料金と同条第1項第1号の規定に基づき日割した基本使用料の差額を、番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降の a u 契約又は p o v o 契約 に係る通信サービスの料金（それぞれ当社の a u 約款又は p o v o 約款 に定めるものをいいます。）から減算する取扱いを行います。

3～9 （略）

附則（21-OCT 営-005 号）

（実施時期）

1 この約款は、令和3年9月2日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 この約款実施の日から当社が別に定める日までの間、a u 契約又は p o v o 1.0 契約 への番号移行があった場合、その番号移行があった日を含む料金月の U Q m o b i l e II 契約の基本使用料については、第45条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）第1項第2号の表に定める起算終了日までの基本使用料を請求し、その料金と同条第1項第1号の規定に基づき日割した基本使用料の差額を、番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降の a u 契約又は p o v o 1.0 契約 に係る通信サービスの料金（それぞれ当社の a u 約款又は p o v o 1.0 約款 に定めるものをいいます。）から減算する取扱いを行います。

3～9 （略）

	<u>附則（21-OCT 営-007 号）</u> <u>（実施時期）</u> <u>1 この改正規定は、令和3年9月29日午前9時から実施します。</u> <u>（基本使用料の支払いに関する経過措置）</u> <u>2 この改定規定実施の日から当社が別に定める日までの間、p o v o 2.0 契約への番号移行があった場合、その番号移行があった日を含む料金月の U Q m o b i l e II 契約の基本使用料については、第45条（基本使用料及びオプション機能使用料の支払義務）第1項第2号の表に定める起算終了日までの基本使用料を請求し、その料金と同条第1項第1号の規定に基づき日割した基本使用料の差額を、番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降の p o v o 2.0 契約に係る通信サービスの料金（当社の p o v o 2.0 約款に定めるものをいいます。）から減算する取扱いを行います。</u> <u>（料金等の支払いに関する経過措置）</u> <u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>（その他）</u> <u>4 令和3年9月2日から実施の附則第2項中、「p o v o 契約」を「p o v o 1.0 契約」に、「p o v o 約款」を「p o v o 1.0 約款」に、それぞれ改めます。</u>
--	---